



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **相続人がいない場合の相続について**

相続が発生すると被相続人の財産を誰が引き継ぐのかを決めることとなりますが、場合によっては相続人が一人もいないというケースが起こることがあります。その場合、相続財産はどのように取り扱われていくのか、一般的には知られておりません。今回は相続人がいない場合の相続についてご紹介いたします。

#### 1. 相続人不存在

相続人不存在とは、以下のように被相続人の財産を相続する人がいない状態を指します。

(1) 法定相続人の全員が死亡

民法で定められた法定相続人となるべき、被相続人の配偶者・子供・両親・兄弟姉妹が全て死亡していると相続人が不存在の状態になります。

(2) 相続放棄

例えば被相続人が多額の借金を残して亡くなった場合に、上記(1)の法定相続人の全員が相続を放棄してしまうと相続人が不存在の状態になります。

(3) 欠格・廃除

法定相続人となるべき人が遺言書偽造など民法891条に定める欠格事由に該当する、又は被相続人に対する虐待などを理由に被相続人が自らの意思で相続権をばく奪することにより、相続人が不存在となる場合もあります。

#### 2. 遺贈による相続

法定相続人が不存在になった場合、相続により相続財産を受け取ることができる人はいません。そうした場合でも、被相続人が予め遺言書を作成することで、遺贈という形で財産を第三者に渡すことができます。

#### 3. 相続財産法人と相続財産清算人

法定相続人が不存在であり、遺言書も作成されていない場合、民法951条の定めにより被相続人の財産は相続財産法人とされます。

(1) 相続財産法人

相続財産法人といっても、一般的な会社のように設立登記などの手続きは必要なく、①被相続人の死亡と②相続人のあることが明らかでないという2つの事実によって成立します。この相続財産法人が成立することで、相続財産は相続財産法人に帰属することとなります。

(2) 相続財産清算人

相続財産法人の実体は、被相続人の財産であるため、法人自身が何らかの行為を行うことはできません。そこで被相続人の利害関係者が、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て、裁判所が相続財産清算人を選任します。

#### 4. 相続人不存在の場合の相続財産の清算

相続財産法人となった被相続人の財産は次のように清算されます。

(1) 特別縁故者に財産分与

下記に該当する特別縁故者がいる場合には、その特別縁故者が被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に戸籍や縁故関係の証明となる資料を用意して、財産分与の申立てを行うことができます。

① 被相続人と生計を同じくしていた者・・・内縁の配偶者、事実上の養子など

② 被相続人の療養看護に努めた者・・・仕事として看護していた看護師や介護士は除かれます

③ 被相続人と特別な縁故があった者・・・特に親密な関係にあった友人、口頭で財産を譲りたいと言っていた相手など

(2) 国庫に帰属

特別縁故者もない場合には相続財産清算人が、被相続人の債権者に対して弁済を行い、清算後に残った財産があれば国庫に帰属され、国に財産が移転します。